

道路橋点検士の更新・再登録制度

1. 登録の更新、再登録

1) 登録の更新

登録の更新は、登録有効期間最終年度に申請することができます。

なお、「道路橋点検士更新講習会」を受講・修了する必要があります。

2) 登録更新の申込みをしなかった場合

登録更新の手続きをしなかった場合には、登録有効期間満了と同時に失効し、「道路橋点検士」の称号を用いることはできません。

3) 再登録

登録が失効した場合は、道路橋点検士更新講習会を受講・修了することにより、「再登録」することができます。

4) 登録証等の発行

「更新登録」「再登録」の手続きをした場合には、「登録証」ならびに「登録証(カード)」を交付します。

2. 登録申請料

登録に伴う費用として、登録申請時に 3,000 円(消費税込み)を負担していただきます。

3. 更新講習会

道路橋点検士の技術力の向上や点検結果の精度・信頼性の確保を図るため、更新時及び登録時には更新講習会を受講していただきます。

[更新講習会]

- ・開催時期 平成 29 年度より毎年
- ・開催予定場所 全国複数主要都市
- ・実施のお知らせ 当調査会ホームページでお知らせいたします。
- ・受講料 6,000 円(消費税込み)

登録申請先/問い合わせ先

登録申請に関するお問い合わせは下記までお願いします

一般財団法人 橋梁調査会 道路橋点検士事務局
〒112-0013 東京都文京区音羽 2-10-2 音羽 NSビル8階
電話 03-5940-4800, 4801(専用) / FAX 03-5940-7789
E-mail: hashitenken@jbec.or.jp